

事業所ごみ（事業系一般廃棄物）の出し方ルール

ごみの分類

ごみ
(廃棄物)

家庭ごみ
家庭から生じるごみ

事業所ごみ
事業活動により生じるごみ

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類の廃棄物

※産業廃棄物の処理は、事前契約とマニフェスト交付が必要です。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物を除くもの

爆発性、毒性、感染性、その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する一般廃棄物または産業廃棄物

特別管理一般廃棄物
特別管理産業廃棄物



事業所ごみは家庭ごみのステーションに出すことができません。
※不適正処理や不法投棄を行うと法律により罰せられます。

処理方法

次の3つのいずれかの方法で適正に処理してください。

①自家処理

生ごみの堆肥化や家畜の飼料化、処理施設を建設し処理するなど。

②自己搬入

事業者自らが搬入地域の一般廃棄物処理施設まで搬入する。
(施設については下表をご覧ください。)

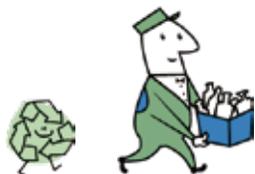


③業者委託

収集運搬許可業者に処理を依頼する。
(裏面の「1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者」をご参照ください。)
…有料



※可燃ごみを袋に入れて収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合は、無色の透明袋または無色の半透明袋を使用してください。
※ごみの排出事業者は、排出したごみが適正に処理されているか最後まで責任を持つこととされています。ごみ処理を他に委託する場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者と直接契約し、適正処理に努めてください。



金属くず、ガラスくず、廃油、廃プラスチック、建設廃材などは産業廃棄物です。右欄の施設に持ち込むことはできません。

一般廃棄物処理施設（可燃ごみ）

| 施設名 | ところ | 問い合わせ先 | 処理手数料 |
|---------|--------------------------------|-------------------------------|-------------|
| リンピアいなば | 鳥取市河原町山手925 (河原インター山手工業団地南) | 鳥取県東部広域行政管理組合 0857-26-0596 | 10kgごとに120円 |

※処理手数料は直接処理施設に持ち込んだ場合の料金です。
※大量のごみを持ち込む場合は、事前に搬入物等について施設へ連絡してください。

ごみ減量・リサイクルのススメ

資源として再利用できるものはごみとして捨てずに、分別して再生資源業者に引き渡す方が、経費を安く抑えられます。

再生資源業者に引き渡せるもの

古紙類（OA用紙、ダンボール、新聞・広告紙、書籍・雑誌等）、ビン・缶類等

ごみダイエット作戦！

- ① コピー用紙は両面を使用し、片面印刷のものはメモ用紙として使う。
- ② 小さな紙も古封筒や紙袋にまとめて古紙へ。
- ③ 電子データを利用し、ペーパーレス化を推進する。
- ④ 食材の使いキリ、食べキリ、生ごみの水キリで食品ロスを減らす。
- ⑤ 生ごみはコンポスターを利用し堆肥化する。
- ⑥ 過剰な包装を抑制し、簡易包装に努める。
- ⑦ 詰替製品や再生製品を積極的に扱う。



【事業所ごみの出し方 Q&A】

Q1. お店から出てくるごみも家庭から出てくるごみもほとんど同じなのに、事業所ごみになるの？

家庭ごみ以外は、全て事業所ごみです。会社、商店、工場、学校、飲食店、旅館、農業、社会福祉施設などの事業活動に伴って生じたごみはもちろん、店舗付住宅の個人商店も、家庭のごみとお店のごみはきちんと分けることになります。

Q2. なぜ事業所ごみは家庭ごみのステーションに出せないの？

事業所ごみは、法律・条例により自らの責任において処理することが義務付けられています。家庭ごみのために設置されている地域のごみステーションに事業所ごみを置くことは、「不法投棄」にあたり、禁止されています。

Q3. 事業所ごみはどうやって処理をしたらいいの？

表面の図のとおり、自家処理、自己搬入、業者委託のいずれかの方法により処理してください。

Q4. 収集業者への処理委託ってどうしたらいいの？

右の許可業者リストを参考に、自分の事業所から出るごみの種類や量などに応じて条件に合った許可業者を選び、処理を委託してください。

Q5. 収集してもらうための料金は決まっているの？

料金は業者によって、また、契約内容によって異なります。料金面やサービス面で総合的に条件の合う許可業者と契約してください。（契約料金はごみ処理手数料を含む）

Q6. 直接処理施設まで搬入した場合の料金はどうなるの？

リンピアいなばに可燃物を搬入する場合は、10kgごとに120円です。ただし、不燃物（産業廃棄物）を搬入することはできません。

Q7. 事業所ごみも市の有料指定ごみ袋で出さなくてはいけないの？

事業所ごみは、市の有料指定ごみ袋で出す必要はありませんが、可燃ごみを袋に入れて許可業者に収集運搬を委託する場合は、無色の透明袋または無色の半透明袋で出してください。

◎ 「鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度」に応募されませんか？ （詳細：鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください）

【問い合わせ先】

事業系一般廃棄物に関すること

鳥取市市民生活部環境局 生活環境課 管理係
TEL：(0857)30-8084
メール：kankyo@city.tottori.lg.jp

産業廃棄物に関すること

鳥取市市民生活部環境局 環境保全課 指導係
TEL：(0857)30-8092
メール：hozen@city.tottori.lg.jp

1 一般廃棄物収集運搬業許可業者

| 許可業者名 | ところ | 連絡先 | 品目限定 |
|---------------|----------------|--------------|-----------------------------------------|
| (公財)鳥取市環境事業公社 | 鳥取市秋里1031-2 | 0857-22-8585 | |
| (有)二葉商会 | 鳥取市叶92-3 | 0857-53-5005 | |
| (有)生田商店 | 鳥取市国府町中郷33 | 0857-26-0197 | |
| (株)クリーンコクフ | 鳥取市国府町麻生547-8 | 0857-23-9493 | |
| (株)クリーンフクベ | 鳥取市福部町細川676-33 | 0857-75-2310 | |
| 因幡環境整備(株) | 鳥取市用瀬町美成323-1 | 0858-87-6668 | |
| (株)玉川 | 鳥取市商栄町251-8 | 0857-39-0700 | |
| (有)大伸設備工業 | 鳥取市興南町148 | 0857-23-5630 | 食品残渣を除く |
| (株)東部資源リサイクル | 鳥取市西品治780-1 | 0857-23-0656 | |
| (株)キョウエイ | 鳥取市気高町北浜1-53 | 0857-82-0353 | 鳥取地域及び西部地域から生じたごみに限る |
| (有)水明社 | 鳥取市相生町3-103 | 0857-22-4603 | 鳥取地域から生じたごみに限る |
| (株)牧浦商店 | 鳥取市正蓮寺99 | 0857-23-0591 | |
| (有)アセメントカンパニー | 鳥取市港町62-3 | 0857-32-2542 | 食品残渣を除く |
| (有)森本組 | 鳥取市湖山町東2-245 | 0857-28-5392 | 木くず、廃プラスチック類及びがれき類に限る【リサイクル】 |
| (有)マルヤス産業 | 鳥取市安長443-8 | 0857-29-7491 | |
| (有)錦海化成 | 境港市昭和町7-3 | 0859-44-6623 | 魚のあら(魚介類残渣)に限る【リサイクル】 |
| (有)広島水産加工 | 広島県呉市阿賀南6-2-10 | 0823-71-7634 | 魚腸骨(動植物性残渣)に限る【リサイクル】 |
| (株)新井商会 | 鳥取市桜谷274 | 0857-26-6911 | |
| (株)原田建設 | 鳥取市数津62-2 | 0857-53-4331 | 食品残渣を除く |
| (株)アズマロジ | 鳥取市福部町海士499-2 | 0857-75-2311 | |
| (有)ステップ | 鳥取市河原町高福619 | 0858-85-0043 | 魚のあら(動植物性残渣)に限る【リサイクル】 |
| 千代興業(有) | 鳥取市千代水2-46 | 0857-28-7181 | 食品残渣を除く |
| (株)木下産業 | 鳥取市叶115-4 | 0857-53-3260 | |
| 三光(株) | 鳥取市福部町湯山544-1 | 0857-75-2551 | 廃プラスチック類、木くず、動物又は植物に係る固形状の不要物に限る【リサイクル】 |
| 新星産業 | 鳥取市桂見623-7 | 0857-31-0910 | 食品残渣を除く |
| (有)桜宮 | 鳥取市福部町海士495-2 | 0857-74-3095 | 家屋解体に伴い発生する一般廃棄物 |
| (株)マルケー | 鳥取市古海365-5 | 0857-26-3006 | |

2 一般廃棄物処分(中間処理)業許可業者(リサイクル専門)

| 許可業者名 | ところ | 連絡先 | 品目限定 |
|---------------|---------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------|
| (有)アセメントカンパニー | 鳥取市港町62-3 | 0857-32-2542 | 刈草、剪定くず、木くず、廃プラスチック類及びガラスくずに限る |
| (有)森本組 | 鳥取市湖山町東2-245 | 0857-31-3337 | 木くず、剪定くず、廃プラスチック類及びがれき類に限る |
| 千代興業(有) | 鳥取市千代水2-46 | 0857-28-7181 | 木くず、草、剪定くず及び廃プラスチック類に限る |
| (有)マルヤス産業 | 鳥取市安長443-8 | 0857-29-7491 | 木くず、廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くず及びがれき類に限る |
| 因幡環境整備(株) | 鳥取市用瀬町美成323-1 | 0858-87-6668 | 木くず、草、剪定くず、廃プラスチック類及び食品廃棄物に限る |
| (株)原田建設 | 鳥取市数津62-2 | 0857-53-4331 | 木くず、草、剪定くず及び廃プラスチック類に限る |
| (株)エコ・ファーム鳥取 | 鳥取市港町62-1 | 0857-31-6263 | 刈草、抜根草に限る |
| (株)白兔環境開発 | 鳥取市千代水4-40 | 0857-38-3020 | 焼却施設…可燃物 破砕施設…廃プラスチック類、木くず、刈草、剪定くず、がれき類、金属くず、ガラスくず等、紙くず、繊維くず及びゴムくずに限る |
| (公財)鳥取市環境事業公社 | 鳥取市福部町細川543-1 | 0857-22-8585 | 生ごみ、汚泥に限る |